

福井県農林水産物等の物流効率化等促進チャレンジ事業 実施要領

第1 目的

福井県の「食」を継続的にPRするために、首都圏等への福井県農林水産物等の出荷機会の促進を図る取組みを支援する。

第2 補助対象者

農林漁業者が3経営体以上で組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合、農業法人、県内食品流通業者、販路拡大に取り組む県外販売事業者、その他本事業を適切に実施できる事業者等

第3 補助事業内容および採択基準

本事業の内容および採択基準については【別紙】によるものとする。

第4 補助金交付手続き

補助金交付手続きは、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下、「交付規則」という。）、農林水産部流通販売課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

第5 事業実施期間（交付決定日～完了実績報告書提出日）

（1）令和7年4月～令和8年2月28日

※県の支払完了を当該年度内とするため、完了実績報告書の提出日の締め切りを2月28日とする。

第6 応募方法

（1）募集期間

令和7年4月1日～令和7年12月31日

※予算が無くなり次第終了予定。

（2）提出書類

様式番号	内 容	提出部数
様式1	応募申請書	1部
別記1	事業実施計画書	1部
別記2	連携予定事業者一覧	1部

（3）提出先・方法

メールまたは郵送で、様式1および別記1、2を下記に送付することとする。各様式については、下記にお問合わせください。

〈提出先〉福井県農林水産部流通販売課流通販売グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 8階

(TEL)0776-20-0421 (FAX)0776-20-0649

(E-mail) ryutsu@pref.fukui.lg.jp（流通販売課公用）

(4) 審査・採択決定

- ・県流通販売課で書類審査により採択の可否を決定し、採択結果（採択/不採択）については、文書で通知することとする。

(5) その他

- ・公募についての情報は、県流通販売課のHPに掲載することとする。

第7 補助金の交付申請

- ・提出した実施計画書が採択された場合は、すみやかに（様式2）の交付申請書を県に提出し、県流通販売課からの交付決定通知後、事業に着手すること。
- ・やむを得ない事情で交付決定通知前に事業に着手する場合は、交付決定前着手届（様式3）を県流通販売課に提出すること。

第8 補助事業の内容の変更等

- ・補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合は、すみやかに（様式4）計画変更承認申請書を県に提出し、承認を受けること。

第9 補助事業の中止

- ・補助事業者は、補助事業を中止または廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5）をあらかじめ県に提出し、承認を受けること。

第10 遂行状況報告

- ・補助事業者は、交付要綱第5条の規定による補助事業の遂行の状況の報告として、事業遂行状況報告書（様式6）を12月に提出すること。

第11 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したらすみやかに完了実績報告書（様式7）を県流通販売課に提出するものとする。
- (2) 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、事業計画達成状況報告書（別記9）により、翌年度の4月末までに県流通販売課に提出するものとする。

第12 額の確定

- (1) 県は、交付規則第13条の規定により補助金の額を確定したときには、補助事業者に通知するものとする。

第13 補助金の交付請求

- (1) 額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式9）を県に提出する。
- (2) 県は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払（様式8）により交付するものとする。

(附 則)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙】

1 支援内容

補助対象	補助率および 補助金の限度額
商慣行見直しや物流改善等にチャレンジする取組み ①物流、商流の集約のための調整にかかる経費 例) 人件費、旅費、使用料、輸送費、荷役費、委託費 その他知事が必要と認める経費 ②新たな物流に取り組む際の経費 例) 人件費、輸送費、使用料、委託費 その他知事が必要と認める経費 ③「美食福井」食材および関連商品の販路拡大に要する経費 例) 消耗品費、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の 1 / 2 以内 限度額 2 5 0 千円

- ・事業費 1 0 万円～（補助上限限度額 2 5 0 千円）
- ・募集枠 3 件程度
- ・本事業の実施により、集荷・配送方法の変更・拡充が図られ、「美食福井」食材および関連商品等の取扱量または品目数（商品数）の増加が見込まれること。
※複数事業者が連携して、「美食福井」食材および関連商品 5 品目（または商品）程度の出荷を目指すこととする。
- ・事業完了後も、事業内容を活用または応用した取組みを行うこととし、事業実施者の責に帰すべき事由により事業内容が継続されなかった場合は、補助金返還となる場合がある。

「美食福井」食材について

福井県の食材のうち、県産ブランド食材として、食材の持つストーリーを動画等により県内外の消費者に P R している品目

農林産物	：いちほまれ、そば、とみつ金時、越のルビー、上庄さといも、 吉川ナス、福井梅、三里浜三年子らっきょう、九頭竜まいたけ、香福茸
畜産物	：若狭牛、福地鶏（卵・肉）、ふくいポーク
水産物	：若狭ぐじ、越前がれい、甘えび、越前がに、若狭ふぐ、敦賀真鯛 若狭まはた、若狭の岩牡蠣・牡蠣、ふくいサーモン、小浜よっぱらいサバ
その他	：さかほまれ地酒

2 補助対象経費 本事業を実施するために直接必要な経費とする。

人件費	事業者の構成員が、物流・商流の調整業務として新たに生じる人件費に支払われる経費 ※人件費の単価の設定根拠を明確にすること。本事業従事者別の出勤簿、作業日誌を整備すること。
-----	--

旅 費	会議の出席または、情報収集を行うための旅費として支払われる経費。 ※出張目的の概要が分かるもの、切符の領収書または写真等を整備すること。 ※県の旅費規程または、各事業者の規定に準じた支払いとする。
使用料	物流・商流の効率化に向けた取組みの効果を試行する際の車両等の使用料等に係る経費 ※見積書、使用実績のわかる請求書等を整備すること。
荷役費	物流・商流の効率化に向けた取組みの効果を試行する際の荷役作業に係る経費 ※見積書、使用実績のわかる請求書等を整備すること。
輸送費	物流・商流の効率化に向けた取組みの効果を試行する際の燃料費、高速代等 ※見積書、使用実績のわかる請求書等を整備すること。
委託費	物流・商流の効率化に向けた取組みの効果を試行する際の委託費用 ※委託契約書（請書）や仕様書、見積書など実施内容が分かる書類、請求書、領収書を整備すること。
消耗品費	商品サンプル、集荷用コンテナ等、取組みを実施するのに必要なものを購入するために支払われる経費 ※購入実績がわかる請求書等を整備すること。
その他	知事が必要と認める経費

※補助事業者が消費税の課税事業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の補助対象経費にかかる消費税相当額すべて対象外とする。

※必要な場合は、補助金について、概算払いを可能とする。

※支払いが10万円を超える場合は、2社から見積書を徴収すること。

3 採択基準

「美食福井」食材の物流効率化・連携促進への貢献度があること	取組み内容は、現状と課題を踏まえ、「美食福井」食材の活用促進に向け、物流の効率化又は事業者間の連携促進に資するものとなっているか。
事業計画の実現可能性があること	内容、実施体制、スケジュール、収支は、実現可能なものになっているか。
補助事業の適切性があること	公的支出に沿う内容の事業となっているか。

4 様式

(1) 補助金交付に関する様式

様式	1	応募申請書
様式	2	補助金交付申請書
様式	3	交付決定前着手届
様式	4	計画変更承認申請書
様式	5	補助事業中止（廃止）承認申請書
様式	6	事業遂行状況報告書
様式	7	補助事業完了実績報告書
様式	8	概算払請求書
様式	9	精算払請求書

(2) 各種様式に添付する別記様式等

別記	1	(様式 1 関係)	事業実施計画書
別記	2	(様式 1 関係)	連携予定事業者情報
別記	3－1	(様式 1 関係)	収支予算書
別記	4	(様式 2 関係)	県納税状況の確認関する同意書
別記	5	(様式 4 関係)	事業変更計画書
別記	3－2	(様式 1 関係)	収支予算書（変更後）
別記	6	(様式 6 関係)	事業実績報告書
別記	7	(様式 7 関係)	取扱商品実績一覧
別記	8	(様式 7 関係)	収支決算書
別記	9	(様式 10 関係)	計画達成状況報告書